

(仮称) 茨城風力発電事業環境影響評価準備書に対する知事意見

(仮称) 茨城風力発電事業は、インベナジー・ジャパン合同会社が茨城県北茨城市、高萩市、常陸太田市及び福島県東白川郡塙町、矢祭町の行政界付近において風力発電所を建設しようとするものである。

「(仮称) 茨城風力発電事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という)について、関係市及び住民の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

記

全般的事項

事業者は本事業の実施にあたっては、周辺住民に事業内容等の十分な理解を得るほか、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載するなど環境影響の可能な限りの低減、改善に向け、適切に対応すること。

また、評価書以降の対策の検討及び実施にあたっては、広く専門家の意見を聴取し、環境影響及び対策の効果を判断したうえで、県及び関係市と十分に協議しながら実施すること。

個別的事項

(1) 騒音

風車の音については、環境基準を満たす場合でも、風速や周辺環境等により住民への影響が懸念されるため、事後調査として騒音測定及び住民への聞き取り調査等を実施するとともに、必要に応じて、環境保全措置を実施すること。

(2) 水質

工事等に伴う濁水による周辺の河川への影響を最小限に抑えるため、準備書記載の環境保全措置を適切に実施すること。

(3) 風車の影

風車の影については、影響を受ける時間が短い場合でも、住民への影響が懸念されるため、事後調査として住民への聞き取り調査等を実施するとともに、必要に応じて、環境保全措置を実施すること。

(4) 動植物

ア 重要な種の環境保全措置の検討及び事後調査の実施

動植物への影響を低減するため、重要な種で個体の減少が見込まれているものについては、具体的な環境保全措置を検討するとともに、それ以外の種についても事後調査を行い、必要に応じて、環境保全措置を実施すること。

イ バードストライク等への事後調査方法の見直し

バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、調査頻度や調査範囲等の見直しを検討し、被害の全体像を把握するとともに、必要に応じて、環境保全措置を実施すること。

ウ 特定外来生物の侵入防止

本事業の実施にあたっては、特定外来生物の現地への侵入防止対策を実施すること。

(5) 景観

風車については、主要な眺望点における眺望や景観に支障をきたさないよう、設置位置に配慮すること。

(6) 廃棄物等

工事等に伴う廃棄物及び残土については、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。

(7) その他

工事等にあたっては、法令等を遵守するとともに、周辺環境への影響を最小限に抑えるため、準備書記載の環境保全措置を適切に実施すること。